【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年2月12日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木　郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝３丁目３３番１号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長　橋詰　廣志
【電話番号】	03-6737-0521
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＤＣ新興国株式インデックス・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＤＣ新興国株式インデックス・オープン

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（7）【申込期間】

平成27年 2月13日から平成27年 8月11日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。
＜受益権の取得申込みの方法＞
販売会社所定の方法でお申込みください。
取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
＜申込みコース＞
当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。
＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞
収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）

における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

香港の銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

＜信託金限度額＞

上限　2,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式一般）） 資産複合 （　　） 資産配分 固定型 資産配分 変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　）	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 （　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。
なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
(1)株式
①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］
(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

1. 取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

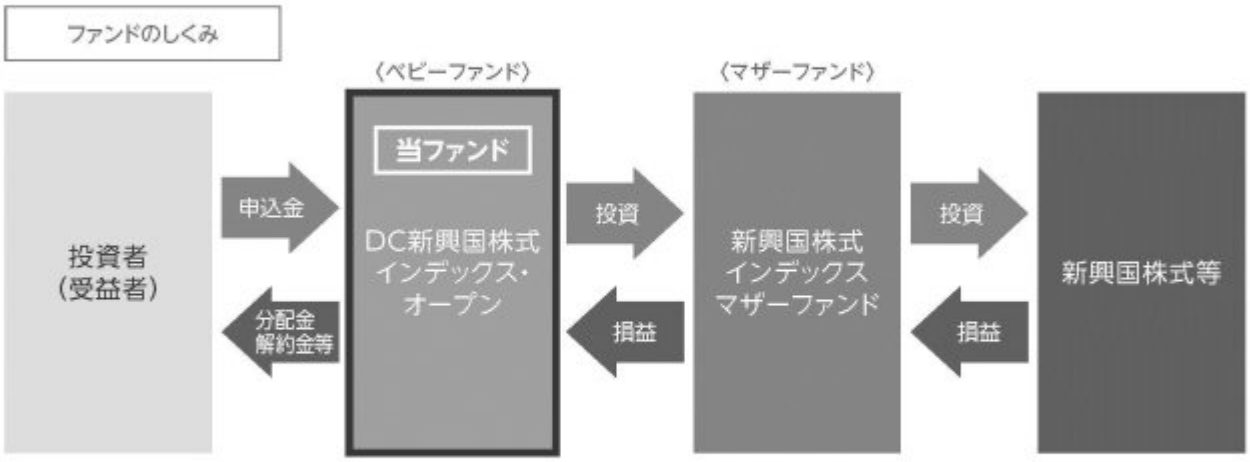

※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

? DR(預託証券)とは

DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

? MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)とは

MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

分配方針

●原則として、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

●分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配金額については、委託会社が基準価額水準等を考慮して決定します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●株式への実質投資割合には制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年9月17日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成24年4月1日	当ファンドの名称を「すみしん DC新興国株式インデックス・オープン」から「DC新興国株式インデックス・オープン」に変更 当ファンドの主要投資対象である「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の名称を「新興国株式インデックス マザーファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

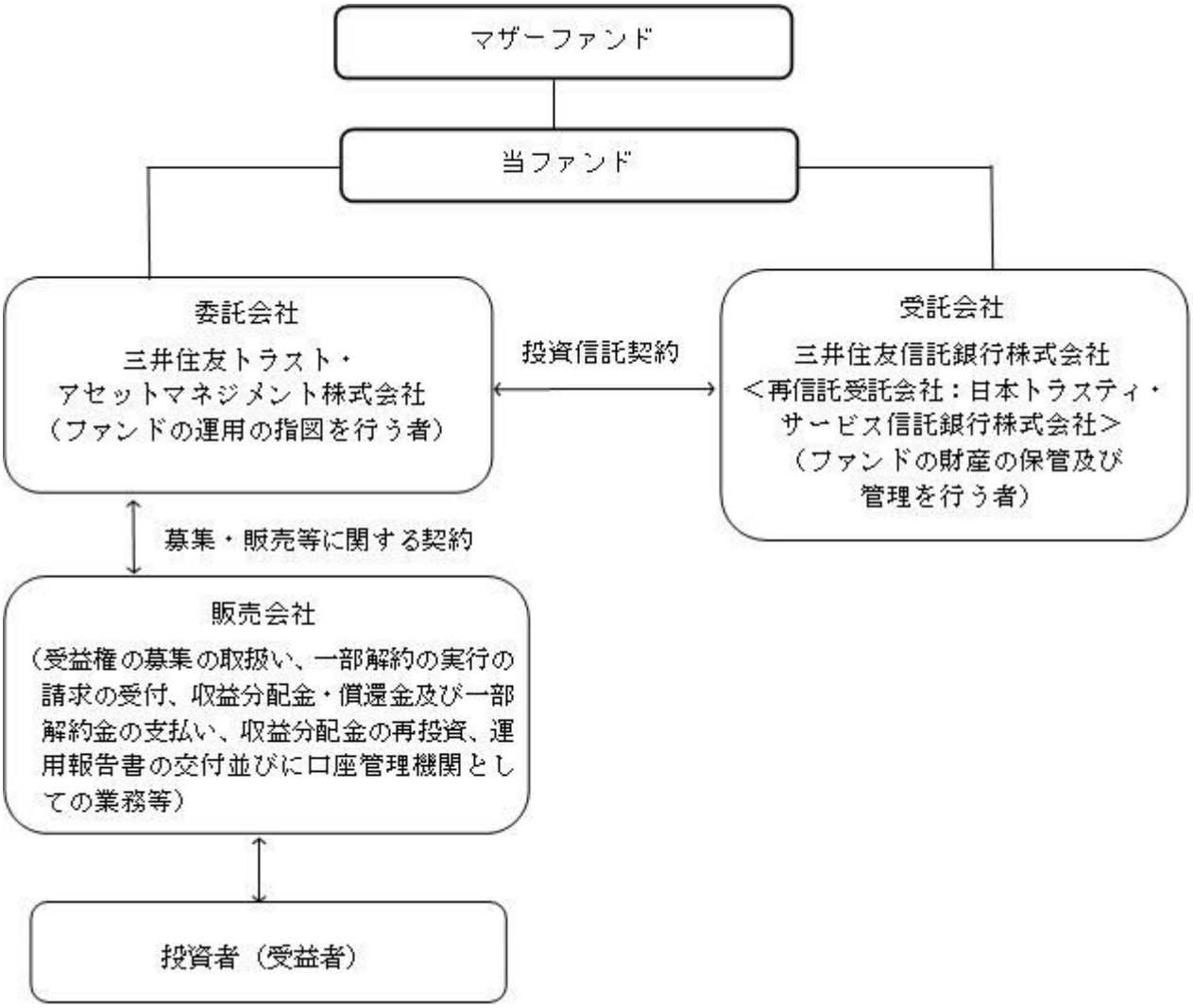

②委託会社の概況（平成26年11月28日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日：	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、主として「新興国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）等に直接投資することがあります。

③投資態度

1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2)株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の実質組入比率は、原則として、高位を維持します。

3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、

三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券又は新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号から第11号の証券又は証書の性質を有するもの
13.投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14.投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16.オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17.預託証書（金融商品取引法第2条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用

することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

ロ．上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「新興国株式インデックス マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

(2)投資態度

①主として、取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

②株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として、高位を維持します。

③組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

３．運用制限

①株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

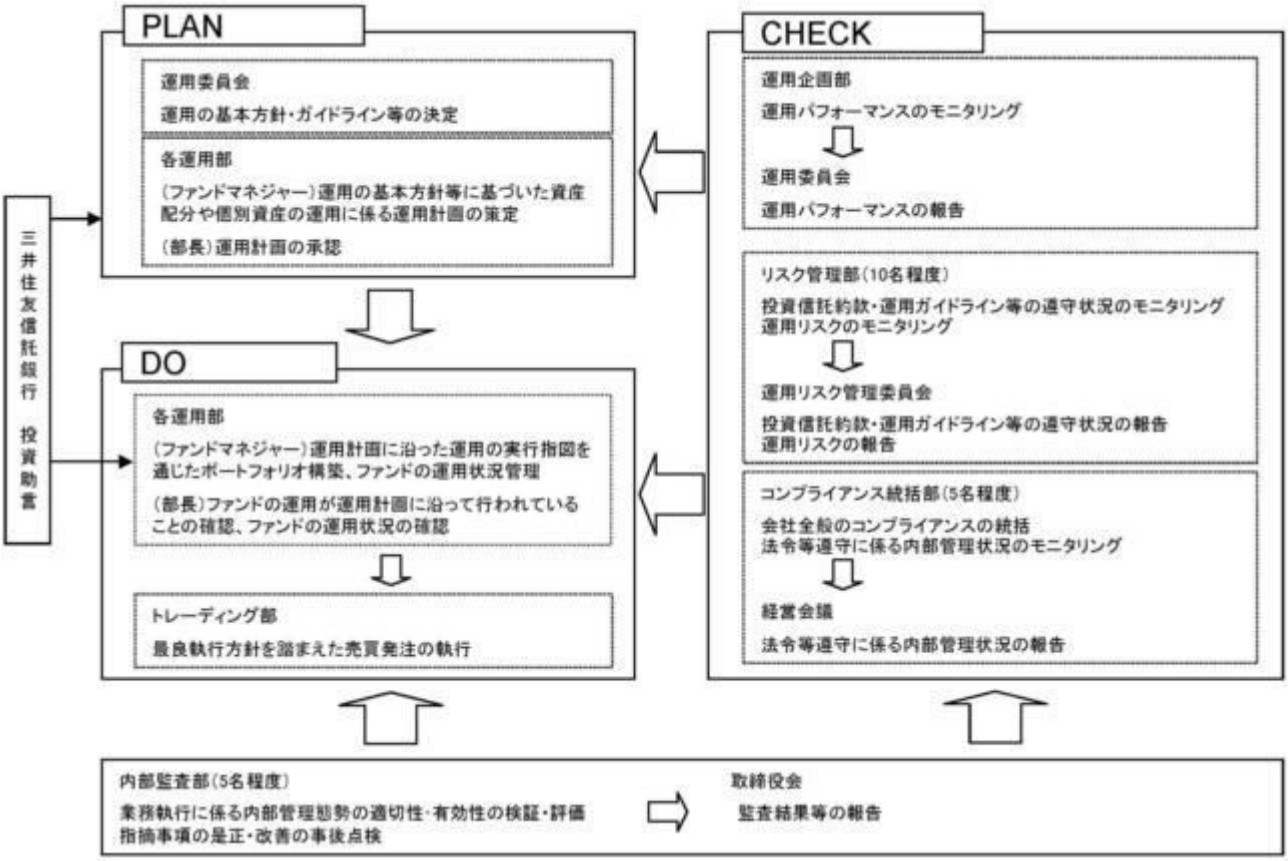

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（4）【分配方針】

年1回の毎決算時（決算日は毎年5月10日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

・分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

・分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。

・留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ．株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

ロ．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ハ．投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ホ．信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2.株式分割により取得する株券

3.有償増資により取得する株券

4.売出しにより取得する株券

5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6.投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ．先物取引等の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ロ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

（ハ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

ト．スワップ取引の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

チ．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

（ロ）金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。

リ．有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ヌ．外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ル．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ヲ．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係

る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

ロ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

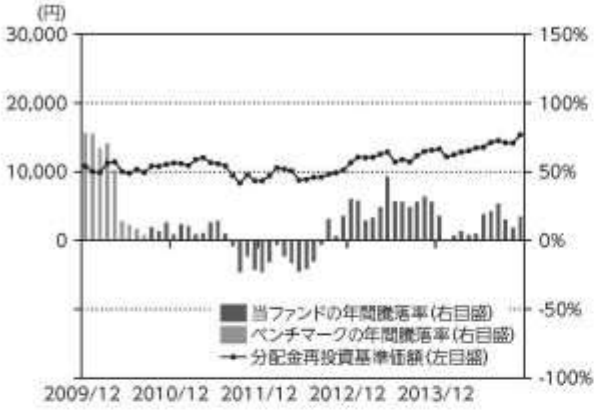

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

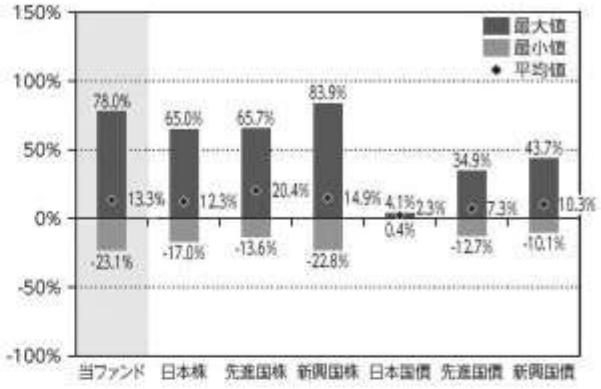

*2009年12月～2014年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

*各資産クラスの指数
日本株・・・・・ TOPIX(東証株価指数、配当込み)※1
先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)※2
新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)※3
日本国債・・・ NOMURA-BPI国債※4
先進国債・・・ シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※5
新興国債・・・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)※6
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

※1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
※4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.6264%（税抜　0.58%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率　0.27%　（税抜　0.25%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率　0.2916%　（税抜　0.27%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率　0.0648%　（税抜　0.06%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※税抜における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。
確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。
受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。
※上記は、平成26年11月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下は、平成26年11月28日現在の状況について記載してあります。

【ＤＣ新興国株式インデックス・オープン】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,720,722,793	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	58,079	0.00
合計(純資産総額)		5,720,780,872	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	新興国株式インデックス　マザーファンド	2,179,322,969	2.2522	4,908,464,233	2.6250	5,720,722,793	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(平成22年 5月10日)	1,096,658	1,096,658	10,248	10,248
第2期計算期間末　(平成23年 5月10日)	315,239,650	315,239,650	11,363	11,363
第3期計算期間末　(平成24年 5月10日)	1,524,286,670	1,524,286,670	9,527	9,527
第4期計算期間末　(平成25年 5月10日)	3,104,451,295	3,104,451,295	13,326	13,326
第5期計算期間末　(平成26年 5月12日)	4,207,295,233	4,207,295,233	13,083	13,083
平成25年11月末日	3,760,882,016	—	13,126	—
12月末日	3,794,641,399	—	13,302	—
平成26年 1月末日	3,589,080,919	—	12,176	—
2月末日	3,801,681,136	—	12,480	—
3月末日	4,015,935,939	—	12,868	—
4月末日	4,079,316,705	—	13,036	—
5月末日	4,390,072,754	—	13,454	—
6月末日	4,511,072,435	—	13,578	—
7月末日	4,918,019,187	—	14,250	—
8月末日	5,109,569,295	—	14,508	—
9月末日	5,121,027,381	—	14,218	—
10月末日	5,273,314,204	—	14,184	—
11月末日	5,720,780,872	—	15,367	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成21年 9月17日～平成22年 5月10日	0
第2期計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月10日	0
第3期計算期間	平成23年 5月11日～平成24年 5月10日	0
第4期計算期間	平成24年 5月11日～平成25年 5月10日	0
第5期計算期間	平成25年 5月11日～平成26年 5月12日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	平成21年 9月17日～平成22年 5月10日	2.5
第2期計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月10日	10.9
第3期計算期間	平成23年 5月11日～平成24年 5月10日	△16.2
第4期計算期間	平成24年 5月11日～平成25年 5月10日	39.9
第5期計算期間	平成25年 5月11日～平成26年 5月12日	△1.8
第6期中間計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月12日	13.1

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	平成21年 9月17日～平成22年 5月10日	1,117,455	47,384	1,070,071
第2期計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月10日	299,469,510	23,104,351	277,435,230
第3期計算期間	平成23年 5月11日～平成24年 5月10日	1,432,573,419	109,965,347	1,600,043,302
第4期計算期間	平成24年 5月11日～平成25年 5月10日	1,075,255,785	345,700,742	2,329,598,345
第5期計算期間	平成25年 5月11日～平成26年 5月12日	1,356,454,689	470,233,900	3,215,819,134
第6期中間計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月12日	736,941,812	263,025,002	3,689,735,944

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

新興国株式インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	韓国	3,233,907,433	13.97
	台湾	2,683,084,664	11.59
	中国	2,377,269,311	10.27
	ブラジル	2,099,025,070	9.07
	南アフリカ	1,707,792,929	7.38
	インド	1,629,286,722	7.04
	メキシコ	1,100,637,369	4.75
	ケイマン	986,099,526	4.26
	香港	976,518,080	4.22
	ロシア	912,127,154	3.94
	マレーシア	822,223,531	3.55
	インドネシア	579,924,486	2.50
	タイ	555,389,797	2.40
	トルコ	389,572,835	1.68
	ポーランド	381,444,035	1.65
	チリ	315,695,727	1.36
	フィリピン	269,329,066	1.16
	バミューダ	254,103,068	1.10
	カタール	209,612,845	0.91
	コロンビア	206,136,699	0.89
	アラブ首長国連邦	187,836,678	0.81
	ギリシャ	113,339,077	0.49
	エジプト	48,231,236	0.21
	チェコ	43,196,092	0.19
	ハンガリー	38,756,481	0.17
	アメリカ	25,543,989	0.11
	ペルー	20,196,486	0.09
	マルタ共和国	15,453,033	0.07
	スペイン	5,880,011	0.03
	小計	22,187,613,430	95.83
投資信託受益証券	ブラジル	59,411,497	0.26
	メキシコ	7,707,909	0.03
	小計	67,119,406	0.29
投資証券	南アフリカ	55,385,763	0.24
	メキシコ	45,275,824	0.20
	トルコ	9,947,507	0.04
	小計	110,609,094	0.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	788,393,839	3.41
合計(純資産総額)		23,153,735,769	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	782,174,211	3.38

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	130,042,000	0.56

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,216	129,253.62	674,186,913	135,627.19	707,431,475	3.06
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,167,389	501.55	585,509,743	534.79	624,319,637	2.70
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	243,400	1,887.23	459,352,432	1,907.77	464,352,435	2.01
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	288,000	1,471.66	423,838,938	1,447.98	417,020,400	1.80
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,426,620	86.29	295,711,210	88.45	303,084,539	1.31
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	18,872	15,102.91	285,022,223	15,564.33	293,730,224	1.27
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,522,515	76.37	269,019,132	78.99	278,261,072	1.20
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	132,609	1,684.76	223,415,103	1,808.77	239,859,260	1.04
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	電気通信サービス	1,573,340	139.54	219,557,504	142.00	223,421,989	0.96
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,793,200	56.15	213,015,803	58.86	223,286,718	0.96
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	598,314	368.06	220,215,587	370.92	221,927,826	0.96
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	282,184	737.24	208,038,067	714.10	201,510,190	0.87

南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	78,792	2,436.85	192,004,988	2,429.82	191,450,630	0.83
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	103,000	1,684.43	173,496,947	1,855.46	191,112,442	0.83
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	21,686	8,046.91	174,505,336	8,426.18	182,730,291	0.79
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	225,500	765.62	172,648,294	773.18	174,353,533	0.75
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	70,538	2,125.45	149,925,571	2,224.51	156,913,051	0.68
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	853,000	179.46	153,080,445	183.00	156,099,000	0.67
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	361,000	347.33	125,388,025	411.75	148,641,750	0.64
南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	26,482	5,846.13	154,817,322	5,412.28	143,327,999	0.62
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	7,359	17,533.17	129,026,665	19,367.64	142,526,536	0.62
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	25,046	5,388.64	134,964,057	5,675.04	142,137,052	0.61
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	27,333	5,100.02	139,398,980	5,134.30	140,335,959	0.61
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	1,016,000	139.37	141,609,218	132.67	134,797,800	0.58
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	200,340	662.40	132,705,763	627.51	125,716,075	0.54
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	68,804	1,640.36	112,863,943	1,776.29	122,216,545	0.53
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	1,227,400	97.97	120,257,177	98.05	120,355,776	0.52
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	61,278	1,891.48	115,906,242	1,908.09	116,924,215	0.50
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	22,177	4,967.32	110,160,333	5,120.86	113,565,512	0.49
韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	20,131	5,289.33	106,479,609	5,322.07	107,138,792	0.46

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	8.78
		素材	7.35
		資本財	4.43
		商業・専門サービス	0.16
		運輸	1.67
		自動車・自動車部品	3.19
		耐久消費財・アパレル	1.09
		消費者サービス	0.96
		メディア	2.06
		小売	1.57
		食品・生活必需品小売り	1.88
		食品・飲料・タバコ	4.91

		家庭用品・パーソナル用品	1.13
		ヘルスケア機器・サービス	0.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.48
		銀行	18.62
		各種金融	2.75
		保険	3.65
		不動産	1.99
		ソフトウェア・サービス	4.88
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.11
		電気通信サービス	7.37
		公益事業	3.27
		半導体・半導体製造装置	4.89
		小計	95.83
投資信託受益証券	—	—	0.29
投資証券	—	—	0.48
合計			96.59

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額(現地通貨)	帳簿価額(円)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI EMERG M	買建	130	アメリカドル	6,475,378	765,583,941	6,615,700	782,174,211	3.38

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	1,100,000.00	129,271,340	130,042,000	0.56

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2009年 9 月17日
作成基準日：2014年11月28日

基準価額・純資産の推移

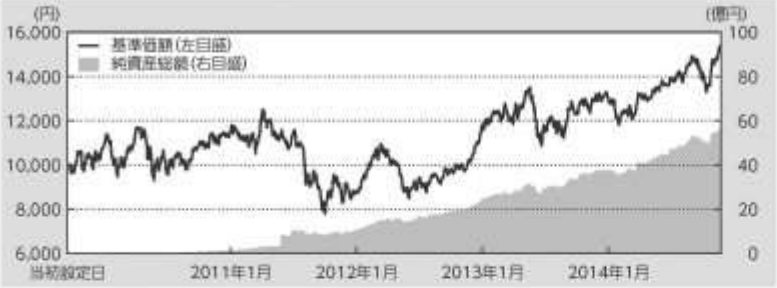

基準価額	15,367円
純資産総額	57.21億円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額:0円

決算期	2010年5月	2011年5月	2012年5月	2013年5月	2014年5月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.1%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	2.7%
TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン島	株式	ソフトウェア・サービス	2.0%
CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	株式	電気通信サービス	1.8%
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	銀行	1.3%
NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	株式	メディア	1.3%
IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	1.2%
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	ブラジル	株式	銀行	1.0%
AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	メキシコ	株式	電気通信サービス	1.0%
BANK OF CHINA LTD-H	中国	株式	銀行	1.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

※2009年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2014年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2005年～2008年は、ファンドのベンチマークである「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。
受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞
当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。
※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞
お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込単位＞
1円以上1円単位とします。

＜申込価額＞
取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞
ありません。

＜申込代金の支払い＞
販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞
収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。
ニューヨークの取引所の休業日
ロンドンの取引所の休業日
香港の取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
香港の銀行休業日

＜申込受付の中止等＞
収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜一部解約単位＞

1口以上1口単位とします。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

＜受付不可日＞

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日
ロンドンの取引所の休業日
香港の取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
香港の銀行休業日

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

イ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（平成21年 9月17日設定）

ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。
ただし、第1計算期間は平成21年9月17日から平成22年5月10日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

＜運用報告書＞

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を

有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成25年 5月11日から平成26年 5月12日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＤＣ新興国株式インデックス・オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （平成25年 5月10日現在）	第5期 （平成26年 5月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,971,796	16,144,396
親投資信託受益証券	3,103,879,723	4,207,239,892
未収入金	-	955,642
未収利息	46	21
流動資産合計	3,134,851,565	4,224,339,951
資産合計	3,134,851,565	4,224,339,951
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,685,939	5,185,189
未払受託者報酬	786,600	1,207,851
未払委託者報酬	6,817,176	10,468,005
その他未払費用	110,555	183,673
流動負債合計	30,400,270	17,044,718
負債合計	30,400,270	17,044,718
純資産の部		
元本等		
元本	2,329,598,345	3,215,819,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	774,852,950	991,476,099
（分配準備積立金）	634,103,197	571,939,048
元本等合計	3,104,451,295	4,207,295,233
純資産合計	3,104,451,295	4,207,295,233
負債純資産合計	3,134,851,565	4,224,339,951

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　平成24年 5月11日 至　平成25年 5月10日	第5期 自　平成25年 5月11日 至　平成26年 5月12日
営業収益		
受取利息	3,971	5,886
有価証券売買等損益	837,153,164	31,263,691
営業収益合計	837,157,135	31,269,577
営業費用		
受託者報酬	1,328,129	2,205,586
委託者報酬	11,510,318	19,114,976
その他費用	110,555	183,673
営業費用合計	12,949,002	21,504,235
営業利益又は営業損失（△）	824,208,133	9,765,342
経常利益又は経常損失（△）	824,208,133	9,765,342
当期純利益又は当期純損失（△）	824,208,133	9,765,342
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	59,354,701	△29,270,089
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△75,756,632	774,852,950
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,756,150	323,001,479
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,875,741	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,880,409	323,001,479
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	145,413,761
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	145,413,761
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	774,852,950	991,476,099

（３）【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.　その他	ファンドの計算期間 第5期(自　平成25年 5月11日　至　平成26年 5月12日) 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第5期計算期間は平成25年 5月11日から平成26年 5月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 (平成25年 5月10日現在)	第5期 (平成26年 5月12日現在)
1.　期首元本額	1,600,043,302円	2,329,598,345円
期中追加設定元本額	1,075,255,785円	1,356,454,689円
期中一部解約元本額	345,700,742円	470,233,900円
2.　当該計算期間の末日における受益権総数	2,329,598,345口	3,215,819,134口
3.　1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3326円 (13,326円)	1.3083円 (13,083円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第4期 自 平成24年 5月11日 至 平成25年 5月10日	第5期 自 平成25年 5月11日 至 平成26年 5月12日
費用控除後の配当等収益額	A	3,949円 (50,405,349円)	3,736円 (81,466,416円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	628,121,034円	39,031,695円
収益調整金額	C	140,749,753円	475,037,473円
分配準備積立金額	D	5,978,214円	532,903,617円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	774,852,950円	1,046,976,521円
当ファンドの期末残存口数	F	2,329,598,345口	3,215,819,134口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,326.12円	3,255.70円
1万口当たり分配金額	H	－円	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円	－円

(注)(　)内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1.　貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.　金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第4期 (平成25年 5月10日現在)	第5期 (平成26年 5月12日現在)
	計算期間(自　平成24年5月11日 至　平成25年 5月10日)の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間(自　平成25年 5月11日 至　平成26年 5月12日)の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	816,991,881	44,587,031

合計	816,991,881	44,587,031

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	1,889,281,015	4,207,239,892	
親投資信託受益証券 小計		1,889,281,015	4,207,239,892	
合計		1,889,281,015	4,207,239,892	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

(参考)

「ＤＣ新興国株式インデックス・オープン」は、「新興国株式インデックス　マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの平成26年 5月12日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

新興国株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

項目	平成26年 5月12日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	597,617,243
コール・ローン	149,410,728
株式	23,592,919,218
投資信託受益証券	98,783,117
投資証券	26,822,464
派生商品評価勘定	9,955,673
未収入金	4,364,972
未収配当金	29,443,468
未収利息	196
差入委託証拠金	233,166,839
流動資産合計	24,742,483,918
資産合計	24,742,483,918
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	734,941
未払金	7,528
未払解約金	7,590,037
流動負債合計	8,332,506
負債合計	8,332,506
純資産の部	
元本等	
元本	11,107,233,569
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	13,626,917,843
元本等合計	24,734,151,412
純資産合計	24,734,151,412
負債純資産合計	24,742,483,918

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成26年 5月12日現在

1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.　収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成26年 5月12日現在
1.　計算期間の期首元本額	9,009,646,841円

計算期間中の追加設定元本額	3,659,910,861円
計算期間中の一部解約元本額	1,562,324,133円
計算日の元本額	11,107,233,569円
計算日の元本額の内訳	
SMT 新興国株式インデックス・オープン	4,821,250,984円
世界経済インデックスファンド	427,540,545円
DC新興国株式インデックス・オープン	1,889,281,015円
DC世界経済インデックスファンド	403,849,326円
新興国株式インデックス・オープン(SMA専用)	2,148,776,499円
新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	299,799,399円
コア投資戦略ファンド(安定型)	298,743,449円
コア投資戦略ファンド(成長型)	597,157,684円
分散投資コア戦略ファンドA	20,924,403円
分散投資コア戦略ファンドS	69,009,220円
DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	131,514円
DC世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	43,838円
コア投資戦略ファンド(切替型)	71,789,061円
世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	51,577,091円
世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	5,663,776円
新興国株式インデックス・オープン	1,695,765円
2．計算日における受益権総数	11,107,233,569口
3．1口当たり純資産額	2.2269円
(1万口当たり純資産額)	(22,269円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成26年 5月12日現在
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。

	また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2．金融商品の時価等に関する事項

	平成26年 5月12日現在
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1)株式、投資信託受益証券及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3．　金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4．　金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

	平成26年 5月12日現在

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	94,876,405
投資信託受益証券	5,870,738
投資証券	1,511,501
合計	102,258,644

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、「新興国株式インデックス マザーファンド」の期首から計算日までの期間(平成25年11月12日から平成26年5月12日まで)に対応するものです。

(デリバティブ取引に関する注記)

Ⅰ．ヘッジ会計が適用されていないもの

株式関連

区分	種類	平成26年 5月12日現在			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買　建	1,040,636,646	－	1,049,574,108	8,937,462
合計		1,040,636,646	－	1,049,574,108	8,937,462

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	平成26年 5月12日現在			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買　建				
	アメリカドル	173,608,130	－	173,893,581	285,451
	計	173,608,130	－	173,893,581	285,451
	売　建				
	ブラジルレアル	476,492	－	478,673	△2,181
	計	476,492	－	478,673	△2,181
合計		174,084,622	－	174,372,254	283,270

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

Ⅱ．ヘッジ会計が適用されているもの

平成26年 5月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成26年 5月12日現在
該当事項はありません。

附属明細表

(平成26年5月12日現在)

① 有価証券明細表

A. 株式

通貨	銘柄	株式数(株)	評価額 単価	評価額 金額	備考
アメリカドル	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	26,776	37.09	993,121.84	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	356,509	7.83	2,791,465.47	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	58,400	1.25	73,467.20	
	LUKOIL-SPON ADR	31,221	55.36	1,728,394.56	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	5,690	115.80	658,902.00	
	ROSNEFT OJSC-GDR	72,580	6.42	466,616.82	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	67,256	7.22	485,924.60	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	14,941	36.40	543,852.40	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	16,930	11.10	187,923.00	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	35,014	19.15	670,518.10	
	SEVERSTAL - GDR REG S	16,824	7.94	133,666.68	
	SOUTHERN COPPER CORP	9,506	28.52	271,111.12	
	URALKALI-SPON GDR-REG S	17,226	22.31	384,312.06	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	15,867	51.00	809,217.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	18,947	57.14	1,082,631.58	
	COMMERCIAL INTL BANK-SP GDR	69,165	4.99	345,271.68	
	CREDICORP LTD	4,098	157.05	643,590.90	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	169,621	9.35	1,586,465.21	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S	192,333	2.33	449,866.88	
	GLOBAL TELECOM HOLDING-GDR REG S	44,085	3.80	167,523.00	
	MEGAFON-GDR	6,371	26.50	168,831.50	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	34,101	17.01	580,058.01	
	ROSTELECOM-SPONSORED ADR	11,069	13.32	147,439.08	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	8,295	24.08	199,743.60	
	FEDERAL HYDROGENERATING-ADR	95,284	1.59	151,787.41	
アメリカドル小計		1,398,109		15,721,701.70 (1,603,928,007)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	273,000	4.27	1,165,710.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	114,000	17.72	2,020,080.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,531,400	6.80	10,413,520.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	208,500	21.05	4,388,925.00	
	CNOOC LTD-R	1,066,000	12.84	13,687,440.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LIMITED	200,000	11.82	2,364,000.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,266,000	8.94	11,318,040.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	144,000	5.77	830,880.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	348,000	2.79	970,920.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	77,000	27.55	2,121,350.00	

BBMG CORPORATION - H	57,000	5.20	296,400.00	
CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	84,000	4.13	346,920.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	160,000	7.14	1,142,400.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	134,000	4.80	643,200.00	
FOSUN INTERNATIONAL	90,000	9.15	823,500.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	82,000	12.22	1,002,040.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	83,000	4.20	348,600.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	87,000	5.03	437,610.00	
SHOUGANG FUSHAN RESOURCES GROUP LIMITED	182,000	2.36	429,520.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	327,000	1.78	582,060.00	
YINGDE GASES GROUP COMPANY	61,000	7.99	487,390.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	273,000	1.84	502,320.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	96,000	4.08	391,680.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED-R	30,000	65.25	1,957,500.00	
CHINA COMMUICATIONS CONST-H	277,000	5.21	1,443,170.00	
CHINA INTL MARINE CO-H	35,600	14.10	501,960.00	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	102,500	6.89	706,225.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	222,000	3.81	845,820.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT-R	92,000	12.40	1,140,800.00	
CITIC PACIFIC LIMITED -R	94,000	13.46	1,265,240.00	
CSR CORP LTD-H	100,000	5.92	592,000.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	46,000	14.62	672,520.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H	168,000	2.99	502,320.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD-R	23,000	23.70	545,100.00	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	68,000	8.81	599,080.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	34,200	26.15	894,330.00	
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	39,500	23.30	920,350.00	
ZOOMLION HAEVY INDUSTRY SCIENCE AND TECH	64,380	5.07	326,406.60	
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD-R	164,000	8.88	1,456,320.00	
AIR CHINA LIMITED-H	92,000	4.46	410,320.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	108,000	5.53	597,240.00	
CHINA COSCO HOLDONGS-H	142,500	3.01	428,925.00	
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL-R	71,513	23.35	1,669,828.55	
CHINA SHIPPING CONTAINER-H	220,000	1.79	393,800.00	
COSCO PACIFIC LIMITED-R	100,000	10.00	1,000,000.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	68,000	8.72	592,960.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	88,000	6.90	607,200.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R	184,000	12.14	2,233,760.00	
BYD CO LTD-H	33,500	36.95	1,237,825.00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBI-B	60,600	13.96	845,976.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	172,000	10.24	1,761,280.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	350,000	2.72	952,000.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	62,750	27.25	1,709,937.50	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	122,246	7.58	926,624.68	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	47,000	11.20	526,400.00	

HAIER ELECTRONICS GROUP CO	56,000	17.14	959,840.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	32,000	27.40	876,800.00	
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	285,000	7.90	2,251,500.00	
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	37,000	9.60	355,200.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	593,958	1.38	819,662.04	
INTIME RETAIL GROUP CO LTD	70,000	7.76	543,200.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	9.42	310,860.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE-R	66,000	22.05	1,455,300.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	158,500	10.16	1,610,360.00	
WUMART STORES INC-H	29,000	6.31	182,990.00	
BIOSTIME INTERNATIONAL HOLDI	12,000	46.30	555,600.00	
CHAODA MODERN AGRICULTURE	68,000	—	—	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	92,300	3.00	276,900.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO-R	82,000	38.90	3,189,800.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	124,000	21.70	2,690,800.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	22,000	57.70	1,269,400.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	78,000	6.48	505,440.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	353,000	12.08	4,264,240.00	
YANTAI CHANGYU PIONEER-B	10,800	19.49	210,492.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	44,500	78.10	3,475,450.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	92,000	7.95	731,400.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	43,000	13.36	574,480.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	66,800	20.05	1,339,340.00	
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	110,000	6.06	666,600.00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	137,000	8.35	1,143,950.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	184,000	5.91	1,087,440.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,230,000	3.25	3,997,500.00	
BANK OF CHINA LTD-H	4,477,200	3.39	15,177,708.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	517,475	4.81	2,489,054.75	
CHINA CITIC BANK-H	500,200	4.52	2,260,904.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,331,620	5.30	22,957,586.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	285,923	13.38	3,825,649.74	
CHINA MINSHENG BANKING-H	310,000	7.53	2,334,300.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	139,000	3.34	464,260.00	
IND&COMM BK OF CHINA-H	4,425,515	4.67	20,667,155.05	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	233,000	3.60	838,800.00	
CHINA EVERBRIGHT LTD-R	76,000	10.14	770,640.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	77,500	15.24	1,181,100.00	
FAR EAST HORIZON LTD	76,000	5.29	402,040.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	79,600	10.74	854,904.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	449,000	19.96	8,962,040.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	166,600	23.90	3,981,740.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	54,400	11.80	641,920.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	55,700	22.65	1,261,605.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	364,000	2.93	1,066,520.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	179,412	10.56	1,894,590.72	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	115,500	56.25	6,496,875.00	

	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	72,000	5.63	405,360.00	
	CHINA OVERSEAS GRAND OCEANS	28,000	4.32	120,960.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R	241,040	18.04	4,348,361.60	
	CHINA RESOURCES LAND LTD-R	128,000	14.30	1,830,400.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	85,600	11.83	1,012,648.00	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	242,285	2.88	697,780.80	
	EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	348,000	3.17	1,103,160.00	
	FRANSHION PROPERTIES	220,000	2.32	510,400.00	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	29,500	6.89	203,255.00	
	GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	45,600	9.60	437,760.00	
	LONGFOR PROPERTIES	93,500	9.64	901,340.00	
	NEW WORLD CHINA LAND LTD	188,000	6.46	1,214,480.00	
	POLY PRORERTY GROUP CO LIMITED	137,000	3.21	439,770.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	77,000	14.08	1,084,160.00	
	SHUI ON LAND LTD	209,278	2.00	418,556.00	
	SINO-OCEAN LAND HOLDINGS-R	221,678	3.90	864,544.20	
	SOHO CHINA LTD	113,000	6.00	678,000.00	
	YUEXIU PROPERTY COMPANY LTD	344,000	1.44	495,360.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	62,000	478.80	29,685,600.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	41,000	41.85	1,715,850.00	
	KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	48,800	14.22	693,936.00	
	LENOVO GROUP LTD	378,000	8.35	3,156,300.00	
	ZTE CORP-H	40,424	14.50	586,148.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	182,000	3.68	669,760.00	
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	365,000	74.50	27,192,500.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	848,000	4.13	3,502,240.00	
	CHINA UNICOM (HONG KONG)LTD-R	286,000	12.38	3,540,680.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	198,000	4.23	837,540.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	128,000	11.08	1,418,240.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	170,000	7.81	1,327,700.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	56,000	22.15	1,240,400.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS-R	121,400	19.12	2,321,168.00	
	DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD.-H	158,000	2.86	451,880.00	
	ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED	48,000	50.00	2,400,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD-R	162,000	8.50	1,377,000.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	188,000	7.69	1,445,720.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	625,000	2.17	1,356,250.00	
	HANERGY SOLAR GROUP LTD	742,000	1.14	845,880.00	
香港ドル小計		39,120,797		323,382,747.23 (4,255,716,953)	
マレーシアリンギット	BUMI ARMADA BERHAD	43,800	3.98	174,324.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	15,300	26.78	409,734.00	
	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	219,000	4.26	932,940.00	
	LAFARGE MALAYAN BHD	26,100	9.01	235,161.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	167,900	6.78	1,138,362.00	
	DIALOG GROUP BHD	110,600	3.69	408,114.00	

	GAMUDA BHD	88,900	4.60	408,940.00	
	IJM CORP BHD	65,200	6.34	413,368.00	
	MMC CORP BHD	53,800	2.72	146,336.00	
	SIME DARBY BERHAD	158,542	9.48	1,502,978.16	
	AIRASIA BHD	64,800	2.21	143,208.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	44,662	8.01	357,742.62	
	MISC BHD	56,540	6.41	362,421.40	
	UMW HOLDINGS BHD	37,100	10.74	398,454.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	31,318	3.84	120,261.12	
	GENTING BHD	120,500	9.75	1,174,875.00	
	GENTING MALAYSIA BERHAD	183,100	4.19	767,189.00	
	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	120,700	3.30	398,310.00	
	PARKSON HOLDINGS BHD	53,302	2.93	156,174.86	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	8,800	61.08	537,504.00	
	FELDA GLOBAL VENTURES	80,300	4.55	365,365.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	14,000	11.10	155,400.00	
	IOI CORPORATION BHD	158,340	5.03	796,450.20	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	29,000	24.52	711,080.00	
	PPB GROUP BERHAD	25,800	16.38	422,604.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	150,400	4.01	603,104.00	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	70,600	4.41	311,346.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	98,200	7.16	703,112.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	293,253	7.34	2,152,477.02	
	HONG LEONG BANK BERHAD	32,680	14.00	457,520.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	15,900	15.16	241,044.00	
	MALAYAN BANKING BHD	276,654	9.84	2,722,275.36	
	PUBLIC BANK BHD-LOCAL MKT	59,100	20.02	1,183,182.00	
	RHB CAPITAL BHD	33,195	8.42	279,501.90	
	IOI PROPERTIES GROUP SDN BHD	105,280	2.66	280,044.80	
	UEM SUNRISE BHD	119,400	2.25	268,650.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	155,575	6.88	1,070,356.00	
	DIGI.COM BERHAD	218,800	5.55	1,214,340.00	
	MAXIS BHD	143,600	6.89	989,404.00	
	TELECOM MALAYSIA BHD	66,300	6.19	410,397.00	
	PETRONAS GAS BHD	36,900	23.66	873,054.00	
	TENAGA NATIONAL BHD	173,575	12.00	2,082,900.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	280,217	1.65	462,358.05	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	122,325	1.62	198,166.50	
マレーシアリンギット小計		4,429,358		29,140,528.99 (918,800,879)	
タイバーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	79,000	29.00	2,291,000.00	
	IRPC PCL - NVDR	572,800	3.50	2,004,800.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	80,900	155.50	12,579,950.00	
	PTT PCL-NVDR	49,500	304.00	15,048,000.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	48,000	51.25	2,460,000.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	114,400	23.70	2,711,280.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	92,734	69.25	6,421,829.50	
	SIAM CEMENT PUBLIC CO-FOR REG	22,700	428.00	9,715,600.00	

	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	23,800	191.50	4,557,700.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	367,500	8.05	2,958,375.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	113,200	23.90	2,705,480.00	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	56,100	49.75	2,790,975.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	193,029	8.40	1,621,443.60	
	CP ALL PCL-NVDR	265,200	42.50	11,271,000.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	168,800	25.50	4,304,400.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	177,000	14.90	2,637,300.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	71,100	186.50	13,260,150.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	11,200	186.50	2,088,800.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	76,300	192.00	14,649,600.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	36,700	189.00	6,936,300.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	199,750	17.80	3,555,550.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	104,300	160.00	16,688,000.00	
	TMB BANK PUBLIC CORP-NVDR	1,259,400	2.22	2,795,868.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	79,400	43.25	3,434,050.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	62,600	232.00	14,523,200.00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	298,100	6.80	2,027,080.00	
	GLOW ENERGY PCL - NVDR	35,600	77.00	2,741,200.00	
タイバーツ小計		4,659,113		168,778,931.10 (526,590,265)	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	133,060	56.50	7,517,890.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	139,100	30.40	4,228,640.00	
	DMCI HOLDINGS INC	69,090	71.00	4,905,390.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	133,900	50.00	6,695,000.00	
	SM INVESTMENTS CORP	8,467	765.00	6,477,255.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	39,080	110.00	4,298,800.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	25,450	174.00	4,428,300.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	44,760	147.90	6,620,004.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	52,420	92.20	4,833,124.00	
	BDO UNIBANK INC	84,191	88.85	7,480,370.35	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	5,869	86.75	509,135.75	
	AYALA CORPORATION	12,470	635.00	7,918,450.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	735,700	5.20	3,825,640.00	
	AYALA LAND INC	342,400	31.95	10,939,680.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	309,750	16.94	5,247,165.00	
	GLOBE TELECOM INC	1,790	1,683.00	3,012,570.00	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	2,410	2,974.00	7,167,340.00	
	ABOITIZ POWER CORP	89,500	37.15	3,324,925.00	
	ENERGY DEVELOPMENT CORP	606,300	6.10	3,698,430.00	
フィリピンペソ小計		2,835,707		103,128,109.10 (241,319,775)	
インドネシアルピア	ADARO ENERGY PT	800,500	1,120.00	896,560,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	17,000	24,925.00	423,725,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	37,500	9,725.00	364,687,500.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	82,000	22,000.00	1,804,000,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	171,500	14,800.00	2,538,200,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	94,000	22,300.00	2,096,200,000.00	

	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	123,500	5,975.00	737,912,500.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,199,800	7,475.00	8,968,505,000.00	
	GLOBAL MEDIACOM TBK PT	473,000	2,210.00	1,045,330,000.00	
	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	224,000	2,685.00	601,440,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	415,700	3,210.00	1,334,397,000.00	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	99,300	14,800.00	1,469,640,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	20,000	29,225.00	584,500,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	473,300	3,980.00	1,883,734,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	27,500	56,000.00	1,540,000,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	80,500	9,975.00	802,987,500.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	288,800	7,050.00	2,036,040,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	86,500	30,750.00	2,659,875,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,356,500	1,560.00	2,116,140,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	751,100	11,200.00	8,412,320,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	196,500	4,175.00	820,387,500.00	
	BANK MANDIRI	584,398	10,075.00	5,887,809,850.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	476,900	4,865.00	2,320,118,500.00	
	PT BANK RAKYAT INDONESIA	660,400	10,125.00	6,686,550,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	349,500	1,575.00	550,462,500.00	
	LIPPO KARAWACI TBK PT	1,213,000	1,060.00	1,285,780,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA	2,828,900	2,350.00	6,647,915,000.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	139,400	6,450.00	899,130,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	172,500	5,050.00	871,125,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	694,200	5,275.00	3,661,905,000.00	
	インドネシアルピア小計	14,137,698		71,947,376,850.00 (640,331,653)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-SPONS	732,704	16.27	11,921,094.08	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	233,092	40.76	9,500,829.92	
	INDUSTRIAS CH S.A.B.-SER B	15,000	72.78	1,091,700.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	7,565	314.93	2,382,445.45	
	MEXICHEM SAB DE CV-*	69,390	50.43	3,499,337.70	
	MINERA FRISCO SAB DE CV-A1	51,600	24.28	1,252,848.00	
	ALFA S.A.B.-A	168,600	36.62	6,174,132.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	31,700	68.47	2,170,499.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	17,200	183.34	3,153,448.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	11,700	163.51	1,913,067.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B	17,480	78.81	1,377,598.80	
	OHL MEXICO SAB DE CV	37,600	35.44	1,332,544.00	
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	152,890	85.78	13,114,904.20	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	10,900	140.80	1,534,720.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	19,600	41.63	815,948.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	322,680	33.47	10,800,099.60	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV-NOM	21,275	82.59	1,757,102.25	
	COCA-COLA FEMSA SAB-SER	26,700	153.55	4,099,785.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	117,240	127.56	14,955,134.40	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	101,100	35.25	3,563,775.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	101,000	34.72	3,506,720.00	
	GENOMMA LAB INTERNACIONAL-B	47,800	34.42	1,645,276.00	

	GRUPO FIN SANTANDER-B	113,600	33.21	3,772,656.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	153,800	91.74	14,109,612.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	140,300	35.77	5,018,531.00	
	COMPARTAMOS SAB DE CV	59,900	22.89	1,371,111.00	
	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	2,105,340	12.93	27,222,046.20	
メキシコペソ小計		4,887,756		153,056,964.60 (1,206,088,881)	
ブラジルレアル	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	6,600	38.33	252,978.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	179,700	16.66	2,993,802.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	251,340	17.67	4,441,177.80	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	19,100	56.64	1,081,824.00	
	BRADESPAR SA -PREF	12,900	19.58	252,582.00	
	BRASKEM SA-PREF A	8,900	15.39	136,971.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	47,400	9.04	428,496.00	
	DURATEX SA	17,072	9.77	166,793.44	
	FIBRIA CELULOSE SA	16,000	21.74	347,840.00	
	GERDAU SA-PREF	52,400	14.32	750,368.00	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	16,100	17.43	280,623.00	
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	18,500	7.23	133,755.00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	28,079	8.62	242,040.98	
	VALE SA	79,800	29.22	2,331,756.00	
	VALE SA-PREF A	111,615	26.50	2,957,797.50	
	EMBRAER SA	37,200	18.96	705,312.00	
	MARCOPOLO SA-PREF	31,400	4.15	130,310.00	
	WEG SA	16,120	27.63	445,395.60	
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	24,700	8.67	214,149.00	
	CCR SA	51,200	17.90	916,480.00	
	ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	7,900	13.90	109,810.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	8,890	34.74	308,838.60	
	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	16,100	13.46	216,706.00	
	MRV ENGENHARIA	24,700	7.10	175,370.00	
	ANHANGUERA EDUCACIONAL PARTI	25,900	15.36	397,824.00	
	ESTACIO PARTICIPACOES SA	16,400	25.51	418,364.00	
	KROTON EDUCATIONAL SA	11,700	54.24	634,608.00	
	CIA HERING	7,700	24.77	190,729.00	
	LOJAS AMERICANAS SA	9,000	11.56	104,040.00	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	32,947	13.69	451,044.43	
	LOJAS RENNER S.A.	7,300	65.80	480,340.00	
	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	8,400	104.23	875,532.00	
	RAIA DROGASIL SA	15,500	18.40	285,200.00	
	AMBEV SA	281,500	16.53	4,653,195.00	
	BRF SA	39,300	51.85	2,037,705.00	
	JBS SA	48,700	7.79	379,373.00	
	M DIAS BRANCO SA	2,100	96.50	202,650.00	
	SOUZA CRUZ SA	25,100	21.76	546,176.00	
	HYPERMARCAS SA	19,800	17.79	352,242.00	
	NATURA COSMETICOS SA	11,400	40.40	460,560.00	
	ODONTOPREV S.A.	12,400	9.55	118,420.00	

	QUALICORP SA	11,200	21.70	243,040.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	38,000	35.34	1,342,920.00	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	127,400	34.29	4,368,546.00	
	BANCO DO BRASIL S.A.	52,400	23.58	1,235,592.00	
	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	14,400	12.41	178,704.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	150,190	36.85	5,534,501.50	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	196,948	9.11	1,794,196.28	
	BM&FBOVESPA SA	116,200	11.66	1,354,892.00	
	CETIP SA-MERCADOS ORGANIZADO	11,500	28.15	323,725.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	36,300	28.25	1,025,475.00	
	PORTO SEGURO SA	8,300	32.55	270,165.00	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	25,800	19.05	491,490.00	
	BR PROPERTIES SA	13,000	17.95	233,350.00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	5,500	49.52	272,360.00	
	CIELO SA	43,020	39.30	1,690,686.00	
	TOTVS SA	8,100	38.20	309,420.00	
	OI SA-PREFERENCE	45,431	2.13	96,768.03	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	17,800	45.40	808,120.00	
	TIM PARTICIPACOES SA	51,200	12.18	623,616.00	
	AES TIETE SA-PREF	6,100	17.17	104,737.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	16,300	6.95	113,285.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	17,700	10.11	178,947.00	
	CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	9,700	27.75	269,175.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	46,492	16.06	746,661.52	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	5,500	33.24	182,820.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	22,900	21.23	486,167.00	
	CIA SANEAMENTO MINAS GERAIS	3,400	33.60	114,240.00	
	CPFL ENERGIA SA	17,468	18.76	327,699.68	
	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	12,900	10.05	129,645.00	
	TRACTEBEL ENERGIA SA	9,200	33.29	306,268.00	
ブラジルレアル小計		2,799,212		57,766,390.36 (2,662,452,931)	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	27,411	7,344.30	201,314,607.30	
	CAP SA	3,824	8,551.30	32,700,171.20	
	EMPRESAS CMPC SA	70,597	1,249.00	88,175,653.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	5,515	16,673.00	91,951,595.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,953	8,519.40	161,468,188.20	
	S.A.C.I. FALABELLA	42,405	4,802.70	203,658,493.50	
	CENCOSUD SA	73,127	1,897.20	138,736,544.40	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	11,579	6,418.90	74,324,443.10	
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	15,212	2,250.00	34,227,000.00	
	VINA CONCHA Y TORO SA	36,750	1,154.90	42,442,575.00	
	BANCO DE CHILE	1,301,941	74.44	96,916,488.04	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	2,187	33,062.00	72,306,594.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	4,363,638	34.99	152,683,693.62	
	CORPBANCA	8,419,981	6.91	58,257,848.53	
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	6,094	6,996.30	42,635,452.20	
	AES GENER SA	141,749	291.81	41,363,775.69	

	AGUAS ANDINAS SA-A	172,048	358.55	61,687,810.40	
	COLBUN SA	552,443	137.75	76,099,023.25	
	E.CL SA	48,523	719.80	34,926,855.40	
	EMPRESA NACIONAL DE ELECTRIC	184,233	809.23	149,086,870.59	
	ENERSIS SA	1,187,168	180.26	213,998,903.68	
チリペソ小計		16,685,378		2,068,962,586.10 (381,309,804)	
韓国ウォン	GS HOLDINGS CORP	2,786	45,000.00	125,370,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,537	111,000.00	392,607,000.00	
	S-OIL CORPORATION	2,866	58,800.00	168,520,800.00	
	CHEIL INDUSTRIES INC	3,095	65,500.00	202,722,500.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	4,696	17,400.00	81,710,400.00	
	HANWHA CORPORATION	2,825	28,400.00	80,230,000.00	
	HYOSUNG CORPORATION	1,409	71,700.00	101,025,300.00	
	HYUNDAI STEEL CO	4,291	65,800.00	282,347,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	536	331,500.00	177,684,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,051	86,100.00	90,491,100.00	
	LG CHEM LTD	2,832	255,000.00	722,160,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	479	152,000.00	72,808,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,085	159,000.00	172,515,000.00	
	OCI COMPANY LTD	1,127	168,500.00	189,899,500.00	
	POSCO	3,959	307,000.00	1,215,413,000.00	
	CJ CORP	898	131,500.00	118,087,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	1,906	79,400.00	151,336,400.00	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	8,270	8,650.00	71,535,500.00	
	DAEWOO INTERNATIONAL CORP	2,422	34,200.00	82,832,400.00	
	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	6,400	29,300.00	187,520,000.00	
	DOOSAN CORP	423	130,000.00	54,990,000.00	
	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	3,331	32,950.00	109,756,450.00	
	DOOSAN INFRACORE CO LTD	10,720	12,150.00	130,248,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	1,822	35,650.00	64,954,300.00	
	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	3,000	29,450.00	88,350,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	4,562	54,600.00	249,085,200.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2,470	188,000.00	464,360,000.00	
	HYUNDAI MIPO DOCKYARD	585	146,000.00	85,410,000.00	
	KCC CORP	260	523,000.00	135,980,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	2,570	33,700.00	86,609,000.00	
	LG CORP	5,661	56,800.00	321,544,800.00	
	LS CORP	1,095	79,000.00	86,505,000.00	
	LS INDUSTRIAL SYSTEMS	1,153	63,300.00	72,984,900.00	
	SAMSUNG C&T CORP	7,424	66,500.00	493,696,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	2,112	76,600.00	161,779,200.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	9,760	27,050.00	264,008,000.00	
	SAMSUNG TECHWIN CO LTD	2,380	58,900.00	140,182,000.00	
	SK HOLDINGS CO LTD	1,514	182,500.00	276,305,000.00	
	SK NETWORKS CO LTD	12,760	9,220.00	117,647,200.00	
	S-1 CORPORATION	981	79,000.00	77,499,000.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	719	247,500.00	177,952,500.00	

KOREAN AIR LINES CO LTD	1,615	33,000.00	53,295,000.00	
HALLA VISTEON CLIMATE CONTRO	2,510	44,600.00	111,946,000.00	
HANKOOK TIRE CO LTD	4,292	58,200.00	249,794,400.00	
HYUNDAI MOBIS	4,050	290,500.00	1,176,525,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	9,393	231,500.00	2,174,479,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	2,016	147,000.00	296,352,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	1,250	134,500.00	168,125,000.00	
HYUNDAI WIA CORP	859	175,000.00	150,325,000.00	
KIA MOTORS CORPORATION	15,658	57,400.00	898,769,200.00	
COWAY CO.,LTD.	3,296	82,800.00	272,908,800.00	
LG ELECTRONICS INC	6,210	67,400.00	418,554,000.00	
KANGWON LAND INC	5,180	29,350.00	152,033,000.00	
CHEIL COMMUNICATIONS INC	5,070	24,150.00	122,440,500.00	
HYUNDAI DEPT STORE CO	832	131,000.00	108,992,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	588	318,000.00	186,984,000.00	
SHINSEGAE CO LTD	417	222,000.00	92,574,000.00	
EMART	1,242	236,000.00	293,112,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	528	321,000.00	169,488,000.00	
HITE JINRO CO LTD	1,710	24,300.00	41,553,000.00	
KT&G CORP	6,430	87,900.00	565,197,000.00	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	45	1,730,000.00	77,850,000.00	
ORION CORP	206	830,000.00	170,980,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	209	1,410,000.00	294,690,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	613	468,500.00	287,190,500.00	
PACIFIC CORP	190	563,000.00	106,970,000.00	
CELLTRION INC	3,895	46,750.00	182,091,250.00	
YUHAN CORPORATION	366	175,500.00	64,233,000.00	
BS FINANCIAL GROUP INC	9,300	15,600.00	145,080,000.00	
DGB FINANCIAL GROUP INC	10,140	15,450.00	156,663,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	17,211	36,200.00	623,038,200.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	12,940	13,450.00	174,043,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	23,548	35,550.00	837,131,400.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	25,595	45,700.00	1,169,691,500.00	
WOORI FINANCE HOLDINGS CO	22,510	11,650.00	262,241,500.00	
DAEWOO SECURITIES CO LTD	14,298	8,410.00	120,246,180.00	
HYUNDAI SECURITIES CO	7,320	6,360.00	46,555,200.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	3,450	37,100.00	127,995,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	1,508	41,800.00	63,034,400.00	
SAMSUNG CARD CO	1,896	37,650.00	71,384,400.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	3,786	38,300.00	145,003,800.00	
WOORI INVESTMENT & SECURITIE	8,202	8,430.00	69,142,860.00	
DONGBU INSURANCE CO LTD	2,150	55,400.00	119,110,000.00	
HANWHA LIFE INSURANCE	12,220	6,620.00	80,896,400.00	
HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	3,170	29,700.00	94,149,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	2,089	261,000.00	545,229,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	3,542	94,000.00	332,948,000.00	
NAVER CORP	1,692	691,000.00	1,169,172,000.00	
NCSOFT CORPORATION	863	194,500.00	167,853,500.00	

	NHN ENTERTAINMENT CORP	703	74,600.00	52,443,800.00	
	SK C&C CO LTD	1,235	153,500.00	189,572,500.00	
	LG DISPLAY CO LTD	14,390	27,700.00	398,603,000.00	
	LG INNOTEK CO LTD	857	116,000.00	99,412,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	3,754	66,800.00	250,767,200.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,076	150,000.00	311,400,000.00	
	KT CORP	3,800	32,250.00	122,550,000.00	
	LG UPLUS CORP	12,570	10,100.00	126,957,000.00	
	SK TELECOM	945	220,500.00	208,372,500.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	15,520	41,350.00	641,752,000.00	
	KOREA GAS CORPORATION	1,912	60,600.00	115,867,200.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	6,683	1,335,000.00	8,921,805,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	1,230	1,041,000.00	1,280,430,000.00	
	SK HYNIX INC	31,890	41,150.00	1,312,273,500.00	
韓国ウォン小計		495,437		37,786,928,440.00 (3,763,578,072)	
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	74,240	76.00	5,642,240.00	
	ASIA CEMENT CORP	119,957	39.35	4,720,307.95	
	CHINA PETROCHEMICAL DEV CORP	159,720	11.40	1,820,808.00	
	CHINA STEEL	725,452	25.40	18,426,480.80	
	FENG HSIN IRON & STEEL CO	25,000	50.00	1,250,000.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	203,061	71.00	14,417,331.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	245,824	77.80	19,125,107.20	
	LCY CHEMICAL CORP	21,796	30.10	656,059.60	
	NAN YA PLASTICS CORP	292,752	65.90	19,292,356.80	
	TAIWAN CEMENT	193,929	45.30	8,784,983.70	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	49,000	59.80	2,930,200.00	
	TSRC CORP	27,830	45.70	1,271,831.00	
	CTCI CORP	33,000	50.50	1,666,500.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	191,743	31.35	6,011,143.05	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	11,797	293.50	3,462,419.50	
	TAIWAN GLASS IND CORP	65,486	27.45	1,797,590.70	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	120,000	33.50	4,020,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	199,000	10.05	1,999,950.00	
	CHINA AIRLINES LTD	227,203	10.30	2,340,190.90	
	EVA AIRWAYS CORP	95,000	15.45	1,467,750.00	
	EVERGREEN MARINE	106,499	17.15	1,826,457.85	
	U-MING MARINE TRANSPORT CORP	32,000	50.80	1,625,600.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	28,350	15.70	445,095.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	143,900	12.35	1,777,165.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	95,061	84.40	8,023,148.40	
	CHINA MOTOR CORP	51,000	27.20	1,387,200.00	
	NAN KANG RUBBER TIRE CO LTD	43,309	37.20	1,611,094.80	
	YULON MOTOR COMPANY	43,000	46.40	1,995,200.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	11,000	325.00	3,575,000.00	
	FORMOSA TAFFETA CO.	40,000	31.00	1,240,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	15,464	223.50	3,456,204.00	
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	11,000	199.00	2,189,000.00	

POU CHEN	117,780	33.60	3,957,408.00	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	23,847	71.90	1,714,599.30	
FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	2,928	353.00	1,033,584.00	
FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	49,632	27.40	1,359,916.80	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	15,000	355.00	5,325,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	34,544	224.50	7,755,128.00	
STANDARD FOODS CORP	25,834	81.90	2,115,804.60	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	258,805	51.40	13,302,577.00	
SCINOPHARM TAIWAN LTD	12,080	82.50	996,600.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	306,186	17.65	5,404,182.90	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	895,780	8.82	7,900,779.60	
CTBC FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	779,537	18.40	14,343,480.80	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	343,085	18.55	6,364,226.75	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	405,874	18.05	7,326,025.70	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	313,206	17.30	5,418,463.80	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	569,557	23.50	13,384,589.50	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	408,390	13.20	5,390,748.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	406,162	14.05	5,706,576.10	
TAIWAN BUSINESS BANK	177,843	8.91	1,584,581.13	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	337,508	16.30	5,501,380.40	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	43,900	71.90	3,156,410.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	415,082	40.00	16,603,280.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	542,944	15.15	8,225,601.60	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	473,287	44.65	21,132,264.55	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	167,685	26.75	4,485,573.75	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	431,349	9.17	3,955,470.33	
FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO	10,000	49.50	495,000.00	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	21,600	67.80	1,464,480.00	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	33,445	53.50	1,789,307.50	
ACER INC	200,375	19.20	3,847,200.00	
ADVANTECH CO LTD	15,600	196.00	3,057,600.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	40,092	292.50	11,726,910.00	
AU OPTRONICS CORP	520,090	11.30	5,877,017.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	38,700	259.50	10,042,650.00	
CHENG UEI PRECISION INDUSTRY	17,340	59.10	1,024,794.00	
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	28,085	79.50	2,232,757.50	
CLEVO COMPANY	38,008	56.00	2,128,448.00	
COMPAL ELECTRONICS	271,760	22.85	6,209,716.00	
DELTA ELECTRONICS INC	110,520	180.00	19,893,600.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	54,447	74.50	4,056,301.50	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	668,352	89.40	59,750,668.80	
HTC CORPORATION	42,430	164.50	6,979,735.00	
INVENTEC CO LTD	136,511	26.20	3,576,588.20	
LARGAN PRECISION CO LTD	6,040	1,930.00	11,657,200.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	126,571	46.70	5,910,865.70	
PEGATRON CORP	93,474	49.50	4,626,963.00	
QUANTA COMPUTER INC	150,270	82.90	12,457,383.00	
SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	20,354	155.00	3,154,870.00	

	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	69,381	47.95	3,326,818.95	
	TPK HOLDING CO LTD	16,969	223.00	3,784,087.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	133,000	27.60	3,670,800.00	
	WISTRON CORP	139,129	25.10	3,492,137.90	
	WPG HOLDINGS CO LTD	81,187	39.30	3,190,649.10	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	9,922	89.00	883,058.00	
	ASIA PACIFIC TELECOM CO LTD	155,000	17.15	2,658,250.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	229,315	94.80	21,739,062.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	102,000	65.10	6,640,200.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	102,200	96.50	9,862,300.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	354,739	34.50	12,238,495.50	
	EPISTAR CORP	57,000	68.30	3,893,100.00	
	HERMES MICROVISION INC	3,000	1,260.00	3,780,000.00	
	KINSUS INTERCONNECT TECH	12,000	122.00	1,464,000.00	
	MEDIATEK INC	84,804	506.00	42,910,824.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	31,045	147.00	4,563,615.00	
	PHISON ELECTRONICS CORP	6,599	208.50	1,375,891.50	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	37,770	51.50	1,945,155.00	
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	26,157	121.00	3,164,997.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,944	88.50	2,119,044.00	
	SILICONWARE PRECISION INDS	186,000	44.75	8,323,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,487,389	120.00	178,486,680.00	
	TRANSCEND INFORMATION INC	9,445	105.00	991,725.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	738,000	13.25	9,778,500.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	54,000	41.50	2,241,000.00	
新台湾ドル小計		18,054,257		842,182,613.01 (2,854,999,058)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	12,903	485.80	6,268,277.40	
	CAIRN INDIA LTD	22,150	335.10	7,422,465.00	
	COAL INDIA LTD	26,750	308.65	8,256,387.50	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	44,996	347.95	15,656,358.20	
	OIL INDIA LTD	7,461	494.15	3,686,853.15	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	76,239	997.60	76,056,026.40	
	ACC LTD	1,768	1,341.10	2,371,064.80	
	AMBUJA CEMENTS LTD	43,365	207.15	8,983,059.75	
	ASIAN PAINTS LTD	15,325	521.15	7,986,623.75	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	83,168	144.10	11,984,508.80	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	19,814	244.80	4,850,467.20	
	JSW STEEL LTD	3,763	1,132.35	4,261,033.05	
	SESA STERLITE LTD	64,917	183.40	11,905,777.80	
	TATA STEEL LTD	21,182	416.70	8,826,539.40	
	ULTRATECH CEMENT LTD	2,375	2,079.60	4,939,050.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	7,547	432.15	3,261,436.05	
	ADITYA BIRLA NUVO LTD	2,306	1,109.20	2,557,815.20	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	32,256	194.05	6,259,276.80	
	JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD	76,282	55.85	4,260,349.70	
	LARSEN & TOUBRO LTD	19,727	1,342.70	26,487,442.90	

SIEMENS INDIA LTD	5,358	718.70	3,850,794.60	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	22,044	204.70	4,512,406.80	
BAJAJ AUTO LTD	4,420	1,919.95	8,486,179.00	
HERO MOTOCORP LTD	4,416	2,217.40	9,792,038.40	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	18,131	1,102.55	19,990,334.05	
TATA MOTORS LTD	45,179	427.50	19,314,022.50	
GLAXOSMITHKLINE CONSUMER HEA	529	4,182.10	2,212,330.90	
ITC LTD	132,236	345.55	45,694,149.80	
NESTLE INDIA LIMITED	1,229	4,781.90	5,876,955.10	
UNITED BREWERIES LTD	4,195	772.90	3,242,315.50	
UNITED SPIRITS LTD	5,393	2,777.40	14,978,518.20	
DABUR INDIA LTD	19,484	179.85	3,504,197.40	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	6,666	748.15	4,987,167.90	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	39,481	556.30	21,963,280.30	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	5,429	929.05	5,043,812.45	
CIPLA LTD	22,105	392.30	8,671,791.50	
DIVI'S LABORATORIES LTD	2,694	1,338.40	3,605,649.60	
DR. REDDY'S LABORATORIES	6,361	2,718.00	17,289,198.00	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	3,535	596.40	2,108,274.00	
RANBAXY LABORATORIES LTD	6,355	463.55	2,945,860.25	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	36,531	624.10	22,798,997.10	
BANK OF BARODA	4,124	830.30	3,424,157.20	
HDFC BANK LTD	66,389	756.80	50,243,195.20	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	88,072	884.60	77,908,491.20	
ICICI BANK LTD	13,726	1,378.60	18,922,663.60	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	20,359	850.75	17,320,419.25	
LIC HOUSING FINANCE LTD	19,565	279.00	5,458,635.00	
STATE BANK OF INDIA	9,172	2,173.25	19,933,049.00	
YES BANK LTD	12,312	484.55	5,965,779.60	
MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	13,160	246.20	3,239,992.00	
POWER FINANCE CORPORATION	20,719	201.40	4,172,806.60	
RELIANCE CAPITAL LTD	4,769	366.50	1,747,838.50	
RURAL ELECTRIFICATION CORP	22,694	249.75	5,667,826.50	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	7,385	771.10	5,694,573.50	
DLF LTD	24,294	144.75	3,516,556.50	
HCL TECHNOLOGIES LTD	14,411	1,370.70	19,753,157.70	
INFOSYS LTD	27,461	3,111.45	85,443,528.45	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	28,575	2,159.90	61,719,142.50	
TECH MAHINDRA LTD	6,961	1,776.45	12,365,868.45	
WIPRO LTD	34,648	513.95	17,807,339.60	
BHARTI AIRTEL LTD	33,641	309.45	10,410,207.45	
IDEA CELLULAR LTD	43,592	135.80	5,919,793.60	
RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	32,379	117.60	3,807,770.40	
GAIL INDIA LTD	17,528	371.00	6,502,888.00	
NTPC LTD	76,848	118.15	9,079,591.20	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	94,941	106.85	10,144,445.85	
RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	7,423	544.30	4,040,338.90	

	RELIANCE POWER LTD	26,910	70.10	1,886,391.00	
	TATA POWER CO LTD	62,044	80.60	5,000,746.40	
インドルピー小計		1,810,167		934,246,279.35 (1,606,903,600)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	943	4,500.00	4,243,500.00	
	TELEFONICA CZECH REPUBLIC AS	10,364	301.70	3,126,818.80	
	CEZ AS	9,976	599.00	5,975,624.00	
チェココルナ小計		21,283		13,345,942.80 (68,464,686)	
ハンガリーフォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	2,292	13,095.00	30,013,740.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	9,198	3,960.00	36,424,080.00	
	OTP BANK NYRT	13,349	4,455.00	59,469,795.00	
ハンガリーフォリント小計		24,839		125,907,615.00 (58,181,908)	
ポーランドズロチ	GRUPA LOTOS SA	5,516	37.10	204,643.60	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	20,337	42.82	870,830.34	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	92,344	4.82	445,098.08	
	GRUPA AZOTY SA	2,479	61.30	151,962.70	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA S	2,244	42.00	94,248.00	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	8,438	110.65	933,664.70	
	SYNTHOS SA	33,750	4.70	158,625.00	
	CYFROWY POLSAT SA	11,880	20.60	244,728.00	
	EUROCASH SA	5,057	39.29	198,689.53	
	KERNEL HOLDING SA	3,178	28.87	91,748.86	
	ALIOR BANK SA	2,685	78.10	209,698.50	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,010	112.95	227,029.50	
	BANK MILLENNIUM SA	22,475	8.30	186,542.50	
	BANK PEKAO SA	7,842	189.25	1,484,098.50	
	BANK ZACHODNI WBK SA	1,724	364.90	629,087.60	
	M BANK SA	946	488.00	461,648.00	
	PKO BANK POLSKI SA	55,873	40.45	2,260,062.85	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	3,354	425.85	1,428,300.90	
	ORANGE POLSKA SA	36,440	10.25	373,510.00	
	ENEA SA	12,967	15.37	199,302.79	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	43,389	20.08	871,251.12	
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	62,618	5.11	319,977.98	
ポーランドズロチ小計		437,546		12,044,749.05 (404,583,120)	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,884	140.79	1,109,988.36	
	SASOL LTD	33,302	594.34	19,792,710.68	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	5,864	192.30	1,127,647.20	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	4,042	488.64	1,975,082.88	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	23,904	180.82	4,322,321.28	
	ASSORE LTD	1,860	406.19	755,513.40	
	GOLD FIELDS LTD	41,694	41.89	1,746,561.66	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	20,054	31.85	638,719.90	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	31,554	117.67	3,712,959.18	
	KUMBA IRON ORE LTD	4,710	371.77	1,751,036.70	

	NAMPAK LTD	37,852	38.57	1,459,951.64	
	NORTHAM PLATINUM LTD	13,846	42.79	592,470.34	
	PPC LIMITED	30,677	33.10	1,015,408.70	
	SAPPI LIMITED	36,526	35.50	1,296,673.00	
	BARLOWORLD LTD	13,028	109.30	1,423,960.40	
	BIDVEST GROUP LTD	16,369	289.45	4,738,007.05	
	REUNERT LTD	11,234	68.30	767,282.20	
	STEINHOFF INTL HOLDINGS LTD	108,785	53.72	5,843,930.20	
	NASPERS LTD-N SHS	23,928	1,040.00	24,885,120.00	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	10,524	196.00	2,062,704.00	
	MR PRICE GROUP LTD	13,725	164.25	2,254,331.25	
	THE FOSCHINI GROUP LIMITED	10,233	111.50	1,140,979.50	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	28,179	85.54	2,410,431.66	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	45,376	73.25	3,323,792.00	
	MASSMART HOLDINGS LTD	8,389	138.39	1,160,953.71	
	PICK N PAY STORES LTD	18,180	58.70	1,067,166.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	26,105	169.42	4,422,709.10	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	10,016	124.53	1,247,292.48	
	TIGER BRANDS LTD	10,477	276.00	2,891,652.00	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	58,419	42.00	2,453,598.00	
	MEDICLINIC INTERNATIONAL LTD	25,519	75.53	1,927,450.07	
	NETCARE LTD	56,730	25.50	1,446,615.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	21,430	274.74	5,887,678.20	
	BARCLAYS AFRICA GROUP	21,147	154.00	3,256,638.00	
	NEDBANK GROUP LTD	13,232	235.50	3,116,136.00	
	STANDARD BANK GROUP LTD	73,709	143.79	10,598,617.11	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	101,518	9.50	964,421.00	
	FIRSTRAND LTD	189,409	39.05	7,396,421.45	
	INVESTEC LTD	15,904	91.85	1,460,782.40	
	REMGRO LTD	30,851	214.51	6,617,848.01	
	RMB HOLDINGS LTD	46,092	50.89	2,345,621.88	
	DISCOVERY LIMITED	18,014	93.15	1,678,004.10	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	6,226	130.80	814,360.80	
	MMI HOLDINGS LTD	67,408	26.42	1,780,919.36	
	RMI HOLDINGS	40,408	31.27	1,263,558.16	
	SANLAM LTD	109,484	57.15	6,257,010.60	
	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	124,147	24.35	3,022,979.45	
	MTN GROUP LTD	102,339	220.64	22,580,076.96	
	VODACOM GROUP	23,182	132.03	3,060,719.46	
	南アフリカランド小計	1,793,485		188,866,812.48 (1,862,226,771)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	8,100	47.65	385,965.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	100,241	3.08	308,742.28	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	1,677	18.90	31,695.30	
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	25,327	6.28	159,053.56	
	KOC HOLDING AS	40,002	9.80	392,019.60	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	30,142	2.68	80,780.56	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	9,836	16.20	159,343.20	

	TURK HAVA YOLLARI AO	32,354	6.70	216,771.80	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	3,258	25.00	81,450.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	6,750	12.40	83,700.00	
	ARCELIK AS	15,358	13.10	201,189.80	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	13,227	48.85	646,138.95	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	12,636	25.65	324,113.40	
	COCA-COLA ICECEK AS	4,417	50.65	223,721.05	
	ULKER BISKUVI SANAYI	9,626	15.30	147,277.80	
	AKBANK T.A.S.	102,451	7.54	772,480.54	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	137,797	8.30	1,143,715.10	
	TURKIYE HALK BANKASI	40,297	14.55	586,321.35	
	TURKIYE IS BANKASI-C	85,644	5.25	449,631.00	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	53,103	4.59	243,742.77	
	YAPI VE KREDI BANKASI	61,418	4.43	272,081.74	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	54,211	9.29	503,620.19	
	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	146,477	2.82	413,065.14	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	26,540	6.12	162,424.80	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	45,632	12.25	558,992.00	
トルコリラ小計		1,066,521		8,548,036.93 (419,537,652)	
ユーロ	TITAN CEMENT CO. S.A.	10,088	23.30	235,050.40	
	OPAP SA	23,759	11.00	261,349.00	
	FOLLI FOLLIE SA	6,302	24.20	152,508.40	
	JUMBO SA	17,338	11.04	191,411.52	
ユーロ小計		57,487		840,319.32 (117,905,203)	
合計		114,714,150		23,592,919,218 (23,592,919,218)	

B. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	メキシコペソ	CONTROLADORA COML MEXIC-UB	23,900.00	1,194,761.00	
	メキシコペソ小計		23,900.00	1,194,761.00 (9,414,716)	
	ブラジルレアル	BANCO SANTANDER SA	57,900.00	867,921.00	
		KLABIN SA-UNIT	28,900.00	345,644.00	
		SUL AMERICA SA-UNITS	8,518.00	140,291.46	
		TRANSMISSORA ALIANCA DE-UNIT	7,500.00	148,425.00	
	ブラジルレアル小計		102,818.00	1,502,281.46 (69,240,152)	
	南アフリカランド	REDEFINE PROPERTIES LTD	203,733.00	2,041,404.66	
	南アフリカランド小計		203,733.00	2,041,404.66 (20,128,249)	
投資信託受益証券合計				98,783,117 (98,783,117)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	82,100.00	3,403,866.00	

	メキシコペソ小計	82,100.00	3,403,866.00 (26,822,464)	
投資証券合計			26,822,464 (26,822,464)	
合計			125,605,581 (125,605,581)	

(注)有価証券明細表注記
(1)通貨ごとの小計の欄における(　)内は、邦貨換算額であります。
(2)合計金額欄の記載は、邦貨額であります。(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
(4)外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数		組入時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式	25銘柄	100.0%	6.8%
香港ドル	株式	140銘柄	100.0%	17.9%
マレーシアリンギット	株式	44銘柄	100.0%	3.9%
タイバーツ	株式	27銘柄	100.0%	2.2%
フィリピンペソ	株式	19銘柄	100.0%	1.0%
インドネシアルピア	株式	30銘柄	100.0%	2.7%
メキシコペソ	株式	27銘柄	97.1%	5.1%
	投資信託受益証券	1銘柄	0.8%	0.0%
	投資証券	1銘柄	2.2%	0.1%
ブラジルレアル	株式	71銘柄	97.5%	11.2%
	投資信託受益証券	4銘柄	2.5%	0.3%
チリペソ	株式	21銘柄	100.0%	1.6%
韓国ウォン	株式	103銘柄	100.0%	15.9%
新台湾ドル	株式	105銘柄	100.0%	12.0%
インドルピー	株式	69銘柄	100.0%	6.8%
チェココルナ	株式	3銘柄	100.0%	0.3%
ハンガリーフォリント	株式	3銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	株式	22銘柄	100.0%	1.7%
南アフリカランド	株式	49銘柄	98.9%	7.9%
	投資信託受益証券	1銘柄	1.1%	0.1%
トルコリラ	株式	25銘柄	100.0%	1.8%
ユーロ	株式	4銘柄	100.0%	0.5%

(注)組入時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

④ 不動産等明細表
該当事項はありません。

⑤ 商品明細表
該当事項はありません。

⑥　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

⑦　その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

⑧　借入金明細表
該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(平成26年 5月13日から平成26年11月12日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ＤＣ新興国株式インデックス・オープン】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （平成26年 5月12日現在）	第6期中間計算期間 （平成26年11月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,144,396	37,467,881
親投資信託受益証券	4,207,239,892	5,460,209,710
未収入金	955,642	16,485,172
未収利息	21	42
流動資産合計	4,224,339,951	5,514,162,805
資産合計	4,224,339,951	5,514,162,805
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,185,189	38,464,905
未払受託者報酬	1,207,851	1,582,615
未払委託者報酬	10,468,005	13,715,944
その他未払費用	183,673	131,818
流動負債合計	17,044,718	53,895,282
負債合計	17,044,718	53,895,282
純資産の部		
元本等		
元本	3,215,819,134	3,689,735,944
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	991,476,099	1,770,531,579
（分配準備積立金）	571,939,048	530,320,587
元本等合計	4,207,295,233	5,460,267,523
純資産合計	4,207,295,233	5,460,267,523
負債純資産合計	4,224,339,951	5,514,162,805

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　平成25年 5月11日 至　平成25年11月10日	第6期中間計算期間 自　平成26年 5月13日 至　平成26年11月12日
営業収益		
受取利息	2,955	3,279
有価証券売買等損益	△148,070,060	607,692,550
営業収益合計	△148,067,105	607,695,829
営業費用		
受託者報酬	997,735	1,582,615
委託者報酬	8,646,971	13,715,944
その他費用	83,084	131,818
営業費用合計	9,727,790	15,430,377
営業利益又は営業損失（△）	△157,794,895	592,265,452
経常利益又は経常損失（△）	△157,794,895	592,265,452
中間純利益又は中間純損失（△）	△157,794,895	592,265,452
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△23,764,905	23,492,129
期首剰余金又は期首欠損金（△）	774,852,950	991,476,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	157,708,311	293,728,377
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	157,708,311	293,728,377
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,897,917	83,446,220
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,897,917	83,446,220
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	719,633,354	1,770,531,579

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第6期中間計算期間は平成26年 5月13日から平成26年11月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第5期 (平成26年 5月12日現在)	第6期中間計算期間 (平成26年11月12日現在)
１. 計算期間の末日における受益権の総数	3,215,819,134口	3,689,735,944口
２. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3083円 (1万口当たり純資産額) (13,083円)	1口当たり純資産額 1.4799円 (1万口当たり純資産額) (14,799円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

	第6期中間計算期間 (平成26年11月12日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	第6期中間計算期間 (平成26年11月12日現在)
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

区分	第5期 自 平成25年 5月11日 至 平成26年 5月12日	第6期中間計算期間末 自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,329,598,345円	3,215,819,134円
期中追加設定元本額	1,356,454,689円	736,941,812円
期中一部解約元本額	470,233,900円	263,025,002円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

「ＤＣ新興国株式インデックス・オープン」は、「新興国株式インデックス　マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの平成26年11月12日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。
なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

新興国株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	平成26年11月12日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,203,096,656
コール・ローン	86,727,201
株式	19,884,177,734
投資信託受益証券	75,196,976
投資証券	39,189,571
派生商品評価勘定	283,635
未収入金	674,901,901
未収配当金	20,495,391
未収利息	98
前払金	9,415,354
差入委託証拠金	205,410,142
流動資産合計	22,198,894,659
資産合計	22,198,894,659
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,559,434
未払金	8,493
未払株式払込金	2,029,321
未払解約金	54,423,900
流動負債合計	66,021,148
負債合計	66,021,148
純資産の部	
元本等	
元本	8,758,171,666
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	13,374,701,845
元本等合計	22,132,873,511
純資産合計	22,132,873,511
負債純資産合計	22,198,894,659

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成26年11月12日現在
１.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資信託受益証券

	平成26年11月12日現在
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

	平成26年11月12日現在

（貸借対照表に関する注記）

	平成26年11月12日現在	
1． 計算期間の末日における受益権の総数		8,758,171,666口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.5271円
	(1万口当たり純資産額)	(25,271円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

	平成26年11月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	平成26年11月12日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成26年 5月13日
期首元本額	11,107,233,569円
期中追加設定元本額	3,216,215,670円
期中一部解約元本額	5,565,277,573円
期末元本額	8,758,171,666円
期末元本額の内訳	
ＳＭＴ　新興国株式インデックス・オープン	5,142,443,948円
世界経済インデックスファンド	584,190,223円
ＤＣ新興国株式インデックス・オープン	2,160,662,305円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	611,453,053円
新興国株式インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	84,642,800円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	17,351,880円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	37,904,323円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	96,593,511円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	9,733,091円
新興国株式インデックス・オープン	13,196,532円

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（平成26年11月12日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,120,290,593	－	2,110,875,239	△9,415,354
合計		2,120,290,593	－	2,110,875,239	△9,415,354

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

（平成26年11月12日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	30,982,365	－	31,266,000	283,635
	アメリカドル	30,982,365	－	31,266,000	283,635
	売建	11,435,920	－	11,580,000	△144,080
	アメリカドル	11,435,920	－	11,580,000	△144,080
合計		42,418,285	－	42,846,000	139,555

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

２【ファンドの現況】

【ＤＣ新興国株式インデックス・オープン】

【純資産額計算書】

（平成26年11月28日現在）

Ⅰ　資産総額	5,730,644,134円
Ⅱ　負債総額	9,863,262円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,720,780,872円
Ⅳ　発行済口数	3,722,654,176口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5367円
（1万口当たり純資産額）	（15,367円）

（参考）

新興国株式インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（平成26年11月28日現在）

Ⅰ　資産総額	23,194,653,573円
Ⅱ　負債総額	40,917,804円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	23,153,735,769円
Ⅳ　発行済口数	8,820,538,834口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6250円
（1万口当たり純資産額）	（26,250円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等
　該当事項はありません。
(2)受益者等に対する特典
　該当事項はありません。
(3)譲渡制限
　該当事項はありません。
(4)振替受益権について
　当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。
　①受益証券の不発行
　　委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成26年11月28日現在）

資本金の額　　：3億円
発行可能株式総数　：12,000株
発行済株式総数　　：3,000株
最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。
取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。
また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。
取締役会は、社長が招集し、議長となります。
社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。
取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。
取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

［CHECK（検証・評価）］

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。
このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。
また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。
こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。
さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成27年 2月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。
平成26年11月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	393	5,857,717
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	6	38,402
単位型公社債投資信託	0	0
合計	399	5,896,118

3【委託会社等の経理状況】

(1)　委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
　また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
　なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)　委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
　また、第29期事業年度の中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成25年3月31日現在）		当事業年度 （平成26年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		8,192,444		10,457,599
前払費用		81,751		114,325
未収委託者報酬		2,210,605		2,735,763
未収運用受託報酬		31,051		15,268
未収入金		676		―
繰延税金資産		61,743		144,183
その他		19,263		3,448
流動資産合計		10,597,535		13,470,589
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	79,281	※1	67,359
器具備品	※1	103,209	※1	87,378
有形固定資産合計		182,491		154,737
無形固定資産				
ソフトウェア		168,561		203,360
その他		1,770		4,686
無形固定資産合計		170,332		208,046
投資その他の資産				
投資有価証券		47,112		69,583
長期前払費用		―		34,773
長期貸付金		31,838		28,838
会員権		25,000		25,000
繰延税金資産		―		117,743
その他		633		553
貸倒引当金		△31,838		△28,838
投資その他の資産合計		72,746		247,653
固定資産合計		425,570		610,437
資産合計		11,023,105		14,081,027

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日現在）	当事業年度 （平成26年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	19,992	13,353
未払金	1,459,757	1,723,999

未払手数料	942,503	1,169,997
その他未払金	517,254	554,001
未払費用	82,209	44,167
未払法人税等	204,363	1,467,469
未払消費税等	11,940	129,007
賞与引当金	92,832	94,659
その他	21,231	14,376
流動負債合計	1,892,326	3,487,033
固定負債		
資産除去債務	12,281	12,492
退職給付引当金	268,531	313,992
繰延税金負債	303,555	―
固定負債合計	584,368	326,485
負債合計	2,476,694	3,813,518
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	59,500	62,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	5,731,912	7,452,293
利益剰余金合計	7,891,412	9,614,793
株主資本合計	8,541,412	10,264,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,998	2,715
評価・換算差額等合計	4,998	2,715
純資産合計	8,546,410	10,267,508
負債・純資産合計	11,023,105	14,081,027

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	19,128,296	22,773,831
運用受託報酬	94,659	55,511
営業収益合計	19,222,955	22,829,342
営業費用		
支払手数料	9,030,246	10,451,296
広告宣伝費	73,287	76,961

公告費		2,244		―
調査費		4,132,154		5,091,105
調査費		207,030		259,236
委託調査費		3,922,394		4,830,390
図書費		2,729		1,479
営業雑経費		1,294,879		1,264,334
通信費		21,905		17,246
印刷費		330,735		327,214
協会費		21,939		22,524
諸会費		757		773
情報機器関連費		874,151		837,859
その他営業雑経費		45,391		58,716
営業費用合計		14,532,812		16,883,698
一般管理費				
給料		2,259,238		2,201,964
役員報酬		78,205		102,330
給料・手当		1,967,177		1,846,450
賞与		213,855		253,183
退職給付費用		64,787		72,029
役員退職慰労金		―		1,070
福利費		190,716		207,122
交際費		879		2,758
旅費交通費		45,160		45,973
租税公課		25,420		42,862
不動産賃借料		129,096		130,938
寄付金		―		3,385
減価償却費		129,966		119,445
諸経費	※1	257,947	※1	219,615
一般管理費合計		3,103,213		3,047,165
営業利益		1,586,929		2,898,479

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）		当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		1,919		―
受取利息		6,475		7,464
収益分配金		―		3,234
投資有価証券売却益		924		553
貸倒引当金戻入		3,000		3,000
その他		2,552		1,775
営業外収益合計		14,873		16,027
営業外費用				
長期前払費用償却		―	※1	23,222
支払補償費		―		14,648
投資有価証券売却損		14,182		284
その他		361		2,112

営業外費用合計	14,544	40,268
経常利益	1,587,257	2,874,238
特別利益		
投資有価証券売却益	30,000	―
特別利益合計	30,000	―
特別損失		
統合関連損失	484,725	―
特別損失合計	484,725	―
税引前当期純利益	1,132,532	2,874,238
法人税、住民税及び事業税	369,828	1,623,332
法人税等調整額	56,358	△502,474
法人税等合計	426,187	1,120,857
当期純利益	706,344	1,753,381

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	―	―
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
合併による増加		350,000	350,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	350,000	350,000
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	56,500	2,100,000	2,516,273	4,672,773	4,972,773
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			706,344	706,344	706,344
合併による増加			2,542,294	2,542,294	2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	―	3,215,638	3,218,638	3,568,638
当期末残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,859	△9,859	4,962,913
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			706,344
合併による増加			2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,857	14,857	14,857
当期変動額合計	14,857	14,857	3,583,496
当期末残高	4,998	4,998	8,546,410

当事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	―	1,720,381	1,723,381	1,723,381
当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000

当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,283	△2,283	△2,283
当期変動額合計	△2,283	△2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度（平成25年3月31日）		当事業年度（平成26年3月31日）	
建　　物	23,594	千円	35,517	千円
器具備品	235,212	〃	188,630	〃
計	258,807	〃	224,147	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	
諸経費	97,199	千円	73,276	千円
長期前払費用償却	―	〃	23,222	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	―	―	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	―	―	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成25年3月31日）　（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	8,192,444	8,192,444	－
（2）未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	－

（3）投資有価証券 その他有価証券	47,112	47,112	―
（4）未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	―

（*）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

当事業年度（平成26年3月31日）　（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	10,457,599	10,457,599	―
（2）未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	―
（3）投資有価証券 その他有価証券	69,583	69,583	―
（4）未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	―
（5）未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	―

（*）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（注1）　金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券
これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金、並びに（5）未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）　金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）　（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,192,444	―	―	―
未収委託者報酬	2,210,605	―	―	―

当事業年度（平成26年3月31日）　（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,457,599	―	―	―
未収委託者報酬	2,735,763	―	―	―
投資有価証券 投資信託	―	7,743	21,044	―

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日現在）　（単位:千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			

その他	45,159	37,315	7,843
小計	45,159	37,315	7,843
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,952	2,030	△ 77
小計	1,952	2,030	△ 77
合計	47,112	39,345	7,766

当事業年度（平成26年3月31日現在）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	7,950	8,138	△ 188
小計	7,950	8,138	△ 188
合計	69,583	65,365	4,218

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項　（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
(1) 退職給付債務	268,531	313,992

（2）退職給付引当金	268,531	313,992

（注）１．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
２．当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

３．退職給付費用に関する事項　（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
（1）退職給付費用	64,787	72,029

（注）１．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
２．金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,971千円、当事業年度で13,998千円であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成25年3月31日）		当事業年度 （平成26年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	16,142	千円	102,368	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	11,347	〃	10,277	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	35,285	〃	33,736	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	95,704	〃	111,906	〃
減価償却超過額	1,067	〃	―	〃
その他	11,680	〃	13,094	〃
繰延税金資産　小計	171,228	〃	271,384	〃
評価性引当額	△11,347	〃	―	〃
繰延税金資産 合計	159,881	〃	271,384	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△2,767	〃	△1,503	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	△398,925	〃	△7,953	〃
繰延税金負債 合計	△401,693	〃	△9,457	〃
繰延税金資産（負債）の純額	△241,812	〃	261,926	〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

３．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%に変更されております。
その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が9,649千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が9,649千円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	3,172,592千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	三井住友トラスト・ホールディングス㈱	東京都千代田区	261,608	持株会社	（直接）100%	役員の兼任	経営指導料の支払	97,199	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

①経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス㈱	東京都千代田区	261,608	持株会社	（直接）100%	役員の兼任	経営指導料の支払	73,276	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

①経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	－	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,745,672	未払手数料	794,830
							投資助言費用の支払	2,631,233	その他未払金	239,120

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成26年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

１．企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称　当社

事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称　中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容　投資運用業、第二種金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成24年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

（4）結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

（5）その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23 年４月１日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23 年４月１日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

当事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	2,848,803円51銭	3,422,502円93銭
1株当たり当期純利益金額	235,448円31銭	584,460円49銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成24年4月 1日 至　平成25年3月31日）	当事業年度 （自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日）
当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

（単位：千円）

	第29期中間会計期間末 （平成26年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	10,736,816
未収委託者報酬	3,496,458
繰延税金資産	85,943
その他流動資産	131,122
流動資産合計	14,450,340
固定資産	

有形固定資産		
建物	※1	62,410
器具備品	※1	116,552
有形固定資産合計		178,963
無形固定資産		193,575
投資その他の資産		
投資有価証券		58,781
長期貸付金		27,338
会員権		25,000
その他の投資		20,550
繰延税金資産		122,025
貸倒引当金		△ 27,338
投資その他の資産合計		226,357
固定資産合計		598,896
資産合計		15,049,237
負債の部		
流動負債		
未払金		2,137,961
未払費用		69,372
未払法人税等		681,263
賞与引当金		93,828
その他流動負債	※2	185,306
流動負債合計		3,167,732
固定負債		
退職給付引当金		328,845
資産除去債務		12,599
固定負債合計		341,445
負債合計		3,509,177

（単位：千円）

	第29期中間会計期間末 （平成26年9月30日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	350,000
資本剰余金合計	350,000
利益剰余金	
利益準備金	65,500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100,000
繰越利益剰余金	8,721,600

利益剰余金合計	10,887,100
株主資本合計	11,537,100
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,959
評価・換算差額等合計	2,959
純資産合計	11,540,060
負債・純資産合計	15,049,237

中間損益計算書

（単位：千円）

		第29期中間会計期間 （自　平成26年4月1日 至　平成26年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		13,096,655
運用受託報酬		8,732
営業収益合計		13,105,387
営業費用		9,550,999
一般管理費	※1	1,514,728
営業利益		2,039,658
営業外収益	※2	9,123
営業外費用		24,340
経常利益		2,024,441
税引前中間純利益		2,024,441
法人税、住民税及び事業税		668,312
法人税等調整額		53,822
法人税等合計		722,134
中間純利益		1,302,307

中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
中間純利益			1,302,307	1,302,307	1,302,307
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	3,000	－	1,269,307	1,272,307	1,272,307
当中間期末残高	65,500	2,100,000	8,721,600	10,887,100	11,537,100

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,715	2,715	10,267,508
当中間期変動額			
剰余金の配当			△30,000
中間純利益			1,302,307
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	244	244	244
当中間期変動額合計	244	244	1,272,551
当中間期末残高	2,959	2,959	11,540,060

重要な会計方針

第29期中間会計期間 （自　平成26年4月1日 至　平成26年9月30日）
1．資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末
（平成26年9月30日）

※1　有形固定資産の減価償却累計額

建　　物	40,466千円
器具備品	187,949千円
計	228,416千円

※2　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間
（自　平成26年4月1日
至　平成26年9月30日）

※1　減価償却実施額

有形固定資産	22,111千円
無形固定資産	36,655千円

※2　営業外収益の主要項目

受取利息	3,339千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式　（株）	3,000	－	－	3,000

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

（リース取引関係）

第29期中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期中間会計期間末（平成26年9月30日）

平成26年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	10,736,816	10,736,816	－
(2)未収委託者報酬	3,496,458	3,496,458	－
(3)投資有価証券 その他有価証券	58,778	58,778	－
(4)未払金	(2,137,961)	(2,137,961)	－

(*)負債に計上されているものについては、(　　)で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額3千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間末（平成26年9月30日）

その他有価証券

（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	56,226	51,514	4,711
小計	56,226	51,514	4,711
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,552	2,665	△ 113
小計	2,552	2,665	△ 113
合計	58,778	54,180	4,598

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第29期中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第29期中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

第29期中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	1,703,639千円
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	1,456,865千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第29期中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第29期中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第29期中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自　平成26年4月1日 至　平成26年9月30日）
1株当たり純資産額　3,846,686円70銭 1株当たり中間純利益　434,102円38銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
中間純利益	1,302,307千円
普通株式に係る中間純利益	1,302,307千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式の期中平均株式数	3,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成27年 2月12日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称　　：三井住友信託銀行株式会社
②資本金の額：342,037百万円（平成26年9月末日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円）（平成26年9月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社
当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社
当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

３【資本関係】

(1)受託会社
該当事項はありません。

(2)販売会社
該当事項はありません。

（参考）再信託受託会社
①名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
②設立年月日　：平成12年6月20日
③資本金の額　：51,000百万円（平成26年9月末日現在）
④事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【その他】

(1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書

（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。

(3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

(5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。

(6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

(7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。

(10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年６月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　白　川　芳　樹　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　伊　藤　浩　之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２６年７月１１日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤智治　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC新興国株式インデックス・オープンの平成２５年５月１１日から平成２６年５月１２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC新興国株式インデックス・オープンの平成２６年５月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月４日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川　芳樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１月９日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　佐藤智治　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC新興国株式インデックス・オープンの平成２６年５月１３日から平成２６年１１月１２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DC新興国株式インデックス・オープンの平成２６年１１月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２６年５月１３日から平成２６年１１月１２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。